



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2016 MAY / 181号

## ★「商標審査基準」の改定（第12版）★

特許庁では2016年4月1日から新しい「商標審査基準」（第12版）を採用しています。「45年ぶりの大幅見直し」だそうで、いろいろ変更されています。興味深いのはキャッチフレーズの商標としての取り扱いです。

第11版までは「標語（例えば、キャッチフレーズ）は、原則として、本号の規定（注：商標法3条1項6号〔識別力のない商標〕）に該当するものとする。」と明記されていました。しかし、現状を見るとキャッチフレーズらしきものが多数登録されていて、混乱していました（岡本特許ニュース第118号〔インターネットで検索可〕参照）。第12版ではこの1文が削除され、代わりに登録のための新基準が記載されています。

### 1. 登録されるキャッチフレーズ

- A. 指定商品又は指定役務との関係で直接的、具体的な意味合いが認められない場合
- B. 出願人が出願商標を一定期間自他商品・役務識別標識として使用しているのに対し、第三者が出願商標と同一又は類似の語句を①宣伝広告、②自他商品・役務識別標識、③企業理念・経営方針等を表すものとして使用していない場合

### 2. 登録されないキャッチフレーズ

- A. 商品・役務の宣伝広告を表示したものとしてのみ認識されるもの
  - ①指定商品又は指定役務の説明を表す場合
  - ②指定商品又は指定役務の特性や優位性を表す場合
  - ③指定商品又は指定役務の品質、特徴を簡潔に表す場合
  - ④商品又は役務の宣伝広告に一般的に使用される語句からなる場合（ただし、指定商品又は指定役務の宣伝広告に実際に使用されている例があることは要しない）
- B. 企業理念・経営方針を表示したものとしてのみ認識されるもの
  - ①企業の特性や優位性を記述する場合
  - ②企業理念・経営方針等を表す際に一般的に使用される語句で記述している場合

以上の新基準を岡本特許ニュース第118号でリストアップしたキャッチフレーズに適用してみましょう。

登録されないキャッチフレーズ		登録されるキャッチフレーズ
商品・役務の宣伝広告を表示したものとしてのみ認識されるもの	企業理念・経営方針を表示したものとしてのみ認識されるもの	左欄に該当しないもの 第三者が同一または類似語句を使用していないもの
無農薬宣言（29類）	明日のビジネスに、あなたと挑む（35類）	1秒でも早く！（3類）
花粉知らず。（24類）	いつも新しいフロンティアへ（35類）	日本へ帰ろう（39類）
寝具は進化して快眠具へ（34類）	顧問料不要の会計事務所（36類）	元気が出るシューズ（25類）
フライパン1つで（30類）	生き生きした人生を（16類）	マイナス5歳をめざすブラ（25類）

基準ができたので、今後はある程度の見通しを持ってキャッチフレーズ商標の出願に臨めそうです。